

## 「簡易な施工計画」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成29年7月1日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式2）の標準様式をワードファイルに変更しています。

平成29年7月1日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は、**PDF形式に変換**して申請してください。

なお、簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も、なるべく**PDF形式にて提出**するようにしてください。

共同企業体名：

## 簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事

評価項目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具体的な施工計画	
<p>本工事は、徳島県立国府支援学校の体育館棟を新築する工事である。</p> <p>本工事の資材搬入車両や重機等（以下、「車両等」という。）の搬入については、敷地南側と東側の市道を通行する計画である。その進入路は、生徒や教職員と動線が交錯するとともに周辺住民の生活道路としても使用されていることから、生徒、教職員及び周辺住民に対する安全対策が求められる。</p> <p>また、体育館棟は校舎棟に近接し、渡り廊下の接続工事を行う計画となっており、授業や学校行事を継続しながら工事を行うことから、授業等へ影響を及ぼすことがないよう環境対策（騒音、振動、粉じん）が求められる。</p> <p>さらに、屋根工事や上階での躯体工事、外部仕上げ工事は高所での作業となることから、資材等の飛来・落下事故、作業員の墜落事故防止の安全対策や安全教育が重要となる。</p> <p>これらを踏まえた上で、次の全ての事項について具体的に記述すること。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 車両等の進入路や敷地周辺道路における生徒、教職員及び周辺住民に対する安全対策</li><li>② 授業等への影響に対する環境対策（騒音、振動、粉じん）</li><li>③ 高所作業における事故防止対策（資材等の飛来・落下、作業員の墜落、作業員の安全教育）</li></ol> <p>※①から③について、工程調整に関する対策は評価の対象としない。</p>	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

共同企業体名：

## 簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事

評価項目	「施工上の課題への対応」の的確性
具 体 的 な 施 工 計 画	
<p>本工事は、徳島県立国府支援学校の体育館棟を新築する工事である。</p> <p>工事の施工においては、体育館棟に近接した校舎棟で授業や学校行事等を継続しながら工事を進める必要があることから、施設関係者と工程調整を行いつつ、学校運営に支障をきたすことがないよう適切な工程管理が必要となる。</p> <p>また、別途発注工事の電気工事、管工事及び空調工事と一体となり工事を完成させる必要があることから、受注者は工事間での工程調整を行い、円滑に工事を進捗させることが求められる。</p> <p>なお、本工事の受注者は、特定元方事業者として労働災害を防止するための協議組織の設置や発注者が開催する定例会議に参加する必要がある。</p> <p>さらに、建設産業の担い手の育成・確保の観点から、この工事の施工においては、県民の建設産業への関心を深めるための取組や、建設現場のイメージアップのほか、働きやすい就労環境の創出に取り組むこととしている。そのためには、効果的な取組みの提案や、実施に向けての具体的な方策が求められる。</p> <p>これらを踏まえた上で、次の全ての事項について具体的に記述すること。</p> <p>① 学校運営に配慮した適切な工程管理を行うための工夫  ② 別途発注工事と円滑に工事を進捗させるための工夫  ③ 建設産業の担い手の育成・確保につながる現場環境改善等の取組</p> <p>※③の申請について、契約後に実施の是非を受発注者で協議し、有効な取組として実施することとした提案については、その費用を<u>変更契約の対象とする（入札額には含めないこと）</u>。</p> <p>※③の申請について、受注後、受注者の責によらない理由により実施ができないと判断できる場合は、受注者は「同等又は同等以上」の履行義務を負わない。</p>	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。





<記述上の留意点>

共同企業体名：

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工事名：○○○○○○○○工事 ←※工事名が間違っていないか確認を！

評価項目	「○○○○」の適切性
------	------------

具体的な施工計画

○○ということ（工事特性）に鑑み、○○する観点から、次の事項について記述すること。

- ① ○○・・・
- ② △△・・・
- ③ ■■・・・
- ④ ××・・・

※①の項目についての記述に対して、②の項目で評価することはないので、テーマに沿った記述になっているのか、再確認を！

特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る「簡易な施工計画（補足：工程表）」を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は10.5ポイント以上とする。

なお、「記述枠」の規格値は縦21.0cm、横17.0cm以内とし、55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし、アンダーラインを使用して記述した箇所については、評価の対象としないので注意すること。

また、執行機関での印刷結果において、以下の項目に一つでも該当する場合は、「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。

- ① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合
- ② 「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から5mmを超えて大きい場合
- ③ 「記述枠」内に56行以上の記述がある場合
- ④ A4版でない場合
- ⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合

注1：手書きの場合も同様とする。

注2：文字のうち、写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題、図表等と一体とみなすことができる名称等、また、英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。

注3：「記述枠」内に県が記載している文章については、テーマ番号以外は削除しても良いが、記載が残っている場合は、行数に含める。

注4：空白行は、行数に含めない。

注5：写真・図は行数に含めないが、表中の行は行数に含める。

<記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限>

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。